

労働組合活動中の災害補償基金共済

概要

全組合員（専従役員、非専従役員、組合員）と組合員以外の行事参加者が対象です。

こんな時、
お支払いします

労働組合活動中、組合主催行事参加中、偶然に発生した身体障害（事故によるケガおよび脳内出血等の特定の疾病）による、死亡、後遺障害、入院および通院に対して、組合の災害補償規程、犠牲者救援規程等の規程により補償が行われたときに共済金をお支払いします。

□ 組合活動中の次のような災害が対象になります。（例）

交通事故

地震などの天災

脳内出血など特定の疾患



組合活動
中に生じ
た傷害事
故

+

組合活動
中に発症
した特定
の疾病

NEW

特定疾病の範囲

1. 急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患
2. くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患
3. 気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患
4. 細菌性食中毒
5. 日射病および熱中症（熱射病）
6. 低体温症
7. 脱水症

給付金額

共済金の種類	基本プラン	Aプラン	Bプラン
災害死亡・後遺障害(傷害・特定疾病)	3000万円	4000万円	5000万円
入院日額	6000円	6000円	6000円
通院日額	3000円	3000円	3000円

加入条件

1. 特定疾病の給付限度額は5000万円です。
2. 全組合員数が9000名を超える場合はお問合わせ下さい。

組合員以外の組合主催行事参加中の方の給付金額

(Lu-C ファンド共済に加入しますとこの補償は自動的に付帯されます)

共済金の種類	補償金額
災害死亡・後遺障害（傷害・特定疾病）	1000万円
入院日額	6000円
通院日額	3000円

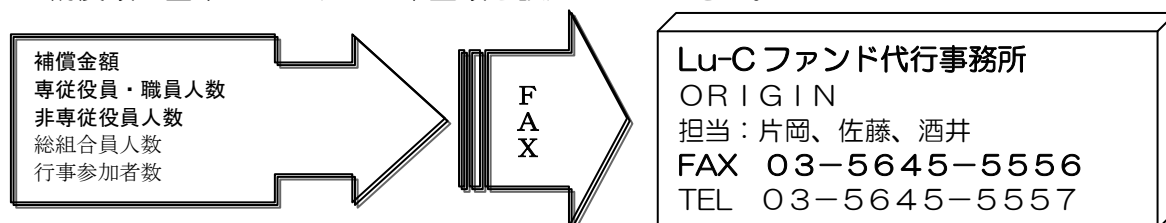
掛金参考例

詳しくはお問合せ下さい。

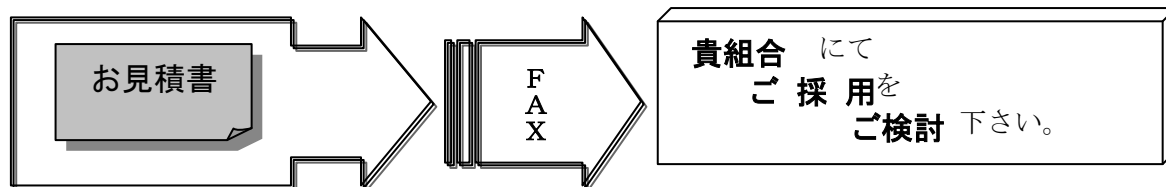
加入方法

1. お見積書をご依頼下さい。

補償額（基本プラン）、職員・専従役員・総組合員数からお見積りを作成致します。
補償額は基本プラン以上の希望額を設定してください。



2. お見積書を送付させていただきます。



共済期間

1. 毎年10月1日から1年です。

毎年期日までに、継続のご案内をもとに手続きをして頂きます。

役員、職員は年間の掛け金です。役員・職員以外の行事参加者は1年後に報告をもとに精算を行います

2. 中途加入（いつでも加入申込みが出来ます。）

毎月15日までに加入申込書と掛金が到着した場合、補償の開始は翌月の1日となります。

16日より末日までに到着の場合は翌々月の1日が補償開始日となります。

お支払いする共済金の種類

共済金の種類	内 容
災害死亡補償 共済金	組合活動もしくは組合主催（共催）の行事に参加中に、被補償者が傷害を被りまたは疾病を発症し、その傷害または疾病により、事故の日もしくは疾病が発症した日から180日以内に死亡し、規定に従い補償が行なわれた場合に、共済金の全額をお支払いします。 災害死亡補償の場合は、執行委員会における組合活動中との認定と大会における承認が共済金のお支払の条件になります。
後遺障害補償 共済金	組合活動もしくは組合主催（共催）の行事に参加中に、被補償者が傷害を被りまたは疾病を発症し、その傷害または疾病により、事故の日もしくは疾病が発症した日から180日以内に後遺障害が生じ規程に従い補償が行なわれた場合、後遺障害の原因が傷害の場合には、その程度により共済金の100%（1級）～4%（14級）を、後遺障害の原因が疾病による場合には、共済金の100%（1級～3級）をお支払いします。
療養補償共済金 （入院）	組合活動もしくは組合主催（共催）の行事に参加中に、被補償者が傷害を被りまたは疾病を発症し、規程に従い補償が行なわれその傷害または疾病により入院した場合、入院日数1日につき、入院共済金を事故の日もしくは疾病が発症した日から180日を限度としてお支払いします。 入院共済金をお支払いする場合で、その傷病の治療のために手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院共済金日額の10倍、20倍または40倍を手術共済金としてお支払いします。
療養補償共済金 （通院）	組合活動もしくは組合主催（共催）の行事に参加中に、被補償者が傷害を被りまたは疾病を発症し、規定に従い補償が行なわれ、その傷害または疾病により通院した場合、通院日数1日につき、通院共済金を事故の日もしくは疾病が発症した日から180日を限度として90日分までお支払いします。

[労働組合活動（行事参加）中とは]

- ① **労働組合の業務活動中**
労働組合の大会、委員会、執行委員会などの機関決定（地方機関決定を含む。）に基づく会議・活動をいいます。
- ② **労働組合が主催・共催する行事**
労働組合の大会、委員会、執行委員会などの機関決定（地方機関決定を含む。）に基づき開催された行事をいいます。
- ③ **往復途上・旅行行程中**
組合が作成した参加者名簿に記載された者が、上記①②のため所定の集合・解散場所と住まいとの通常の往復途上、上記①②のための宿泊を伴う移動および活動・行事中をいいます。

共済金をお支払いできない主な場合

- ・ 本人の犯罪行為
- ・ 本人の故意または重大な過失、自殺または闘争行為
- ・ 本人の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナーなどの使用
- ・ 頸部症候群（むちうち症）または腰痛で自覚症状しかないもの
- ・ 最初の共済契約（初年度）の直前12ヶ月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と因果関係のある疾病による身体障害。但し、初年度加入日から36ヶ月を経過した時以降に発生した疾病についてはこの限りではない。組合に未加入の者（行事参加者を含む）については「共済加入日」を「組合に加入した日」（行事開催日）と読み替える。

お問い合わせは

Lu-Cファンド共済 事務代行事務所



ORIGIN 担当：片岡、佐藤、酒井

TEL:03-5645-5556 FAX:03-5645-5557

解説



労働組合活動中の災害を補償する共済の掛け方

- ① 専従役員・職員の組合業務上（組合活動中及び通勤途上）における労働災害（傷害・特定疾病）に対する補償
- ② 非専従役員・組合員の組合活動中、行事参加中と組合員の家族などが組合行事参加中（往復途上を含む）の災害（傷害・特定疾病）に対する補償



専従役員・職員の業務中及び通勤途上の補償

① 労災保険

労基法上、労働組合は事業体と見なされ労災保険の適用事業所となっています。専従役員・職員を雇用した場合、委員長は事業主として政府管掌の労災保険に加入することが義務付けられています。加入方法は組合本部（支部を含め）で労基署に直接加入手続きをするか労働保険事務組合を通して加入手続きをするかの何れかの方法があります。

昭和44年に労働基準局通達112号は、「専従の委員長は事業主とみなす」と定めています。*委員長単独では政府労災の加入はできず他に専従の役職員がいれば一緒に特別加入することができます。（一人委員長の場合は「対応策」をご覧ください。

② 上乗せ補償

勤務先の業務災害の場合、労災保険が認定されると、多くの企業では、労使協定等により労災保険の他に会社から上乗せ補償が行われます。今日では交通事故の損害賠償請求にみられる『命の価値』も決して低くなく、労災保険の補償のみでは充分とは言えません。そこで、JEC 連合福祉共済組合の担当者との相談で、専従役員・職員の労災保険の上乗せ補償として共済の加入をお勧めいたします。

対応策

- *一人委員長の場合は、労災補償+上乗せ（推定一時金換算7000万円～1億円）の補償をLU-Cファンド共済の加入で解決です。（一人委員長とは、委員長の他に専従者がいない場合をいいます。）
- *その他の専従役員・職員の場合もLU-Cファンド共済加入で上乗せ額の手当が出来ます。

2

非専従役員・職員・組合員の組合活動中、行事参加中とそれに伴う往復途上の補償

勤務先企業で加入の労災保険、上乘補償も、組合活動中、組合主催の行事参加中の災害は、適用外の時間中（業務外）の出来事となります（昭和 49. 9. 26 基収第 2023 号）。

労働組合の組合員、役職員全員について、公平に、万一の場合の[労災保険+上乘補償]に相当する組合独自の補償が必要です。

労働組合の活動中および行事参加中の補償のご相談は JEC 連合福祉共済担当者までお寄せ下さい。

参考：業務災害の補償額は、労災保険と労災上乘せを 3,000 万円としてみても 7,000 万円以上になると思われます。

そこで、LU-C ファンド共済への加入をお勧めいたします。

（少ない掛金で高額な補償を得ることが出来ます。）

対応策

- * 必要な補償額を LU-C ファンド共済加入で加入。
- * 上乘せ補償相当額を LU-C ファンド共済に加入（別途政府労災保険の加入がある場合）。

3

組合行事に参加中の方（家族など）の補償

組合主催行事に参加する組合員以外の方に対する補償は、現在、組合員に対する補償と同じく避けることの出来ないことと思います。

補償額については、弔慰金としての金額、1,000 万円以上で宜しいと思います。

- ① JEC 連合の共済加入の場合は、死亡の場合に、組合員 500 万円、家族 100 万円の補償がありますが、充分とはいえないと思われます。
- ② JEC 連合の共済未加入の組合は、LU-C ファンド共済加入で必要な補償額を満たすことをお勧めします。

対応策

■LU-C ファンド共済加入に加入することで手当は済みます。

お問い合わせは

予算措置等での掛金のお見積り、ご相談は、



事務代行事務所 宛にご連絡下さい。

ORIGIN (オリジン)

担当：片岡、佐藤、酒井

TEL：03-5645-5556

FAX：03-5645-5557